



巻頭言

犯罪被害者等基本計画の作成に携わって

— 被害者サポートセンターおかやま設立10周年に寄せて —

前衆議院議員 村田 吉隆

被害者サポートセンターおかやま（VSCO）が、このたび10年の記念すべき節目の年を迎えられたことに対し、心よりお慶び申し上げます。

VSCOの積極的な活動によって岡山県下すべての自治体で、支援条例が制定されたことも、全国的に例のないことであり、すばらしい成果であったと思います。また、この度の公益法人化によって、VSCOの今後の活動に、ますますの広がりや厚みが増すことを期待しています。

ところで9年前のことでありましたが、関係者の長年の悲願であった犯罪被害者等基本法（平成十六年十二月八日法律第百六十一号）が成立しました。担当大臣は私でありました。私には、国家公安委員長だけでなく、防災と有事法制という職務がすでに与えられていましたが、基本法が国会に上程されるに及び、同基本法の担当が付け加えられたわけです。

その年は、例年になく災害が多発し、大臣就任前の7月にも新潟・福島等で集中豪雨、広島・岡山県の瀬戸内沿岸地域では大潮の被害に見舞われていましたが、辞令をいただいた直後の9月29日には、三重県宮川村をはじめ愛媛県などで多数の死者行方不明者を出した台風21号、そして10月20日の23号台風など、日本各地は相次いで大きな風水害に襲われていました。そのうえ10月23日には新潟県で中越地震が発生し、息をつく間のないほど次々と災害対策に追われていました。こうした状況の中で、161臨時国会において法案は衆議院では審査省略、11月18日可決、参議院でも12月1日にスピード可決されたのです。

法律成立後、関心は法八条に基づいて「犯罪被害者等基本計画」を策定することに移りました。計画は、10名の委員からなる犯罪被害者等施策推進会議で検討されることになり、私のほかは、法務省、最高裁判所、弁護士会、報道関係、被害者の代表などがメンバーでした。私は時間の許す限り在籍して、審議の経過に耳を傾けることに努めました。当初は、なかなか役所側からは杓子定規型の受け答えが続き、議論は被害者側の要望とは大幅な乖離がありました。私も辛抱強く双方の議論を聞いていましたが、ある時とうとう我慢できなくなり、「役所側の発言を聞いていると、どうも基本法を十分理解されていないような感じがする。この法律は、従来犯罪被害者等の権利の尊重に欠け

るところがあったとの反省に立って、議員立法として成立させたものであり、どうか役所側もこの法律の基本的理念に立脚し、議論を進めてもらいたい。」という趣旨の発言をしたと思います。そのとき、あすの会の岡村会長と高橋弁護士が、突然の私の発言に驚いて私の顔を見上げた情景が、今でも頭に残っています。そんな経緯はありましたが、その後はきわめてスムーズに運んで行きました。十分とはいえませんが、第一次の計画は次第に形を整えて行っただけです。

次の山は、被害者家族の訴訟参加でありました。司法制度改革で裁判員制度が導入されることになり、被害者家族

の訴訟参加に対して弁護士会はかなり神経質になっていました。弁護士は、憲法に則って、被疑者



平成17年4月28日第1回犯罪被害者等施策推進会議 総理大臣官邸

被告人の権利を護る立場に立ち、被害者家族の裁判への参加が、被疑者被告人の権利を侵害する恐れがあるという見解で、我々賛成派議員は、自民党の部会で、出席弁護士から厳しく糾弾されたことを覚えています。しかし、この問題も乗り越えて、被害者の訴訟参加の初めての裁判に、団体のみならずと東京地裁へ傍聴に行くことができました。

犯罪被害者等基本計画は、現在第二次計画が策定され、運用中であります。しかし、犯罪被害者に対する施策は、経済的な支援の側面、精神的身体的な被害の回復等いずれの施策もいまだ理想には遠いところにあると言えるでしょう。被害者に対する支援体制については国や公共団体の理解と協力がなければ、万全を期することができません。しかし、基本は、社会全体の被害者に対する理解であって、国民の協力がなければ国や公共団体の姿勢を後押しすることすらできないのです。被害者サポートセンターおかやま（VSCO）が、被害者の救済と同時に、国民意識を発揚し、被害者の救済のために一段と大きな力を発揮されんことを祈っています。

2013年、VSCOは開設10周年を迎えました

10年目の到達点と今後の課題

シンポジウム「被害者支援の10年と今後の展望」を開催

2013年は、VSCOの開設10周年の年です。そこで、岡山市との共催で、同年5月11日(土)岡山市内「ルネスホール」で、「犯罪被害者支援を考える市民の集いー犯罪被害者の声を聴いてくださいー」を開催しました。(県、県警察本部、県教育委員会、県医師会、県産婦人科医会、岡山弁護士会及びVSCOを支援する会からご後援をいただきました。)

当日の参加者は、約230名、今回は10~20代の若い女性が多く、全体の半数以上を占めていました。内容は、殺人放火事件被害者遺族の大崎利章さんと義父による長期の性虐待の被害者Cさんによる講演、シンポジウム「被害者支援の10年と今後の展望」、PANSAKUのライブ&トーク、写真展「写真で訴える被害者の声」、メッセージ展示「いのちと魂のメッセージ」など盛りだくさんで、会場からは、「犯罪被害者の生の声を初めて聞いた。支援団体の存在や活動も初めて知った。」「被害者が声を上げ、辛い中をよく話してくれたことに感激、深く胸に響いた。」「これまでの支援活動の経過や、必要性、大切さを知り、自分に何ができるか考えさせられた。」などの感想が寄せられました。

シンポジウムのコーディネーター・シンポジストの方々は、次のとおりです。

コーディネーター

- 安藤 陽子 (NHKディレクター、2012・10月放送の「あさイチ」(性暴力)を担当、その際VSCOを取材)
- 森 陽子 (VSCO専務理事)



シンポジスト

- 山崎 善久 (岡山県産婦人科医会会長、岡山県医師会副会長)
- 森 大輔 (大阪読売新聞社会部記者)
- 川上 晴季 (岡山市安全・安心ネットワーク推進室室長)
- 高原 勝哉 (VSCO理事長)



シンポジストの発言から

性犯罪被害者に対する緊急支援ネットワーク(岡山方式)が立ち上がりました(山崎会長)
山崎会長がお使いになったスライドの一部を次に掲載します。

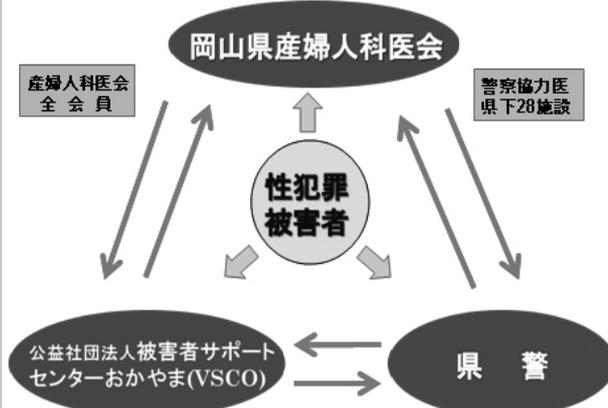
平成25年1月23日
岡山県産婦人科医会と岡山県警察本部

平成25年1月28日
岡山県産婦人科医会と公益社団法人被害者サポートセンターおかやま(VSCO)

との間で協力協定が結ばれ、岡山県内における、

性犯罪被害者に対する緊急支援ネットワークが、立ち上がりました。

岡山県における、性犯罪被害者に対する緊急支援ネットワーク



支援に必要な事項

- ① 相談窓口の一本化により被害者の届け出をやすくする。(お金の心配をせずに、すぐ相談でき、警察への被害届の必要性や医療の必要性を含めた解決方法を一緒に考えてくれ、専門的指導や支援を受けることができる安心相談窓口がある)
- ② 被害者の協力を得やすくするため、性被害者の対応について詳しい**女性の支援者、女性警察官、医療関係者などが対応し、共感的にサポートする。**
- ③ **事情聴取はなるべく一回で迅速に済ませる。**(支援ネットワーク内で共通に使用でき、必要な問診事項と被害状況を過不足なく記入できる用紙の作成)
- ④ 性犯罪被害者の支援に習熟した**人材の養成。**(女性の支援者、警察官、女性婦人科医師、看護師、精神科医師、法律家、臨床心理士など)
状況を被害者に交わって説明したり、医療機関や警察へ付き添ったり、煩雑な届け出をサポートし精神的ショックから立ち直る援助もできる支援者は重要です。
- ⑤ ワンストップ支援センター設置

産婦人科：「女性への救急医療」

被害直後（特に72時間以内）における

- 性器その他の外傷の評価と治療
 - 性感染症の検査・予防・治療
 - 緊急避妊
 - 正確な証拠採取
 - 警察・犯罪被害者等早期援助団体やその他の民間被害者支援団体の紹介・橋渡し
- 警察**
- 被害状況の詳細なきぎとり
 - 事件の捜査
 - 再被害の防止
 - 医療費の公費負担

ディスコ
公益社団法人被害者サポートセンターおかやま(VSCO)

- 電話相談・面接相談
- 告訴のお手伝い・刑事手続きの説明など
- 病院・警察・裁判所などへのつきそい
- 生活支援・心の支援
緊急医療費の支援・生活費支援・住宅支援など
- 被害者支援制度の利用
- ストーカー・DV被害者の支援
- 自助グループへの紹介

心の傷を受け、人間不信に陥った被害者が立ち直り再び自立するために罰せられるべきは加害者ということを被害者が確認するために、とぎれることなく平穏な生活ができるようになるまで支援します。

今後の展望

- ・性被害者の診療に習熟した医師、看護師などの養成をする
- ・岡山県警察協力医ネット；検査や証拠保全のキットの使用法の講習。交互に研修協力をする
- ・県内どこでも産婦人科でも、警察や性犯罪被害者支援団体への連絡と被害者への情報提供を行える体制を整える
- ・緊急避妊薬の適正使用と緊急避妊について啓発をする
- ・岡山県内中核的施設として、ワンストップ支援センター開設へ向けて協力をする
- ・学校での性教育の中で性暴力被害について触れ、被害に遭わない、また自分が加害者にならないための教育を受ける機会を作る
- ・性暴力被害根絶に向けて啓発活動をする

性犯罪被害者に対する取材と報道を体験して（森記者）

森記者は、要旨、次のような発言をされました。

初任地が岡山でして、2006年に赴任して、2010年4月までおりました。女性10人に強姦してけがを負わせた被告が懲役23年の実刑を言い渡された、まさにその判決の法廷でVSCOの森さんに出会いまして「性被害は魂の殺人だと、報道機関は、殺人事件の時は、初公判から被告人質問、証人尋問、論告求刑まで取材するのに、なぜ性被害は判決だけ来て、しかもちょっとしか記事書かないの。」という話をされまして、私その話を聞いて「じゃあ、もっと性被害について取材させてください。」とお願いしまして、性犯罪被害者の方お二人に話を聞くことになりました。まだ、新聞記者が性犯罪被害者に対して取材するというのが広まっていない時期の話です。

上司にこういう性被害者を取り上げた連載をしたいという話をしましたところ、「いや、そんな記事は見たことがない。難しい。二次被害にもつながるんじゃないか。」とめられたんですけど、「犯罪被害者の中で性被害者というのは、社会の無理解とか無関心によって、言われない中傷を受けたり、社会的な不利益、たとえば就職するのが困難とか、そういう社会的な不利益を受ける原因は社会の無関心、知識がないということだと。それに、つきると。そういうことに風穴をあける、広く知ってもらおう。ということが必要だと。ひいてはそれが、防犯にもつながるかもしれない。」と上司を説得しまして計3回ほど連載をしたのですが、とはいえ、いざ取材する段になると、男性である私が面と向かって性被害者の方とお話して、相手に心理的なプレッシャーというか、そういうものを与えるのではないかという不安もありましたし、私の質問ひとつですごく傷つくことがあっては本末転倒なので、そういうことに対してものすごい、取材するまで不安でした。

実際、取材をはじめたときには、当時の状況を思い出されて、フラッシュバックになられて、一時取材がストップしたりですね、相手の方も、取材を受けるのが初めてで手探りの状態で、長い時間をかけて、じっくりお話を聞かせていただきました。話を聞いて、ものすごい衝撃というか、今まで、なぜこれが報道されなかったのだろうか、という思いに駆られました。これは、ぜひ、記事に。それで、記事にすることになったんですけど。そこで、思っ

たのはですね、普通の新聞記事のように、いつ、どこで、だれが、こうしたという記事にはしたくなかったのです。というのは、その方の発言というものがものすごく強烈なインパクトのある言葉だったので、それをそのまま話し言葉で書こうと。要は、地の部分と私たちは呼んでいるんですが、客観的な文章にすると、鍵かっこがあって、だれだれは、こういうふうに肩をふるわせた、嗚咽を漏らした、いかにも陳腐な表現だなと思うんですね。そんな言葉で片付けられないような重みがある方々の発言にはあったんです。だから、話し言葉で連載をずーっと書いていこうと決めて、それともう一つ話し言葉にしようと思ったのは、上司に原稿を直されないから、ということがあったんです。私が聞いた話をそのまま書く、それがありのままを読者に伝えることだというふうに思ったのです。

その連載の記事が出たのが 2009 年の 11 月ぐらいだったのですが、すぐに、その記事を読まれた読者の方から「実は、私も性被害を受けていました。で、なかなか、カミングアウトできなくて。」と、というようなお便りをいただきました。それを記事でも紹介したのですが。そうやって、被害を申告しやすい、先ほど山崎先生もおっしゃったんですけど、被害後速やかな医療的な対処を取らなくてはいいけませんし、被害を申告しやすい社会にするというのが、被害者にとっては一番大事なことだと思って、そういう点では、私は、とても、良かったなと思っています。

また、新聞記事で連載するに当たって躊躇したのですが、強姦という言葉も、これまで使ってこなかったんですね。新聞は、婦女暴行であるとか、乱暴、暴行という言葉で、強姦という言葉を使うようになったのは、ここ 10 年くらいかららしいですね。山口県光市の母子を殺害された本村さんが、記者会見で、強姦を暴行とか乱暴と言いかえた記事に対して、「強姦と真実を伝えて欲しい。それが、被害の悪質性・凶悪性を示すんだ。」という発言をされてから、徐々に強姦という言葉が取り上げられるようになりました。でもですね、報道各社は、それぞれ自分たちのところで報道指針というものを作っているんですけども、読売新聞の報道指針ですと、「強姦の表記は、容疑名や、罪名に限って、記事中、もしくは見出しのみで使用できる。」というふうに書かれています。この理由は、私もよくわかりません。つまり、罪名、強姦罪で起訴したとか、容疑名、強姦容疑で逮捕した。そういう時しか使えない。つまり、容疑の中身、これこれ、誰々が、こうなって、強姦された疑いというような記事は書けない。私は、これはちょっと、おかしいなと、思っております。昔、新聞記者をしていた人間が考えたことですから、なかなか、私たち若い世代には、納得できないことが多いですけども。いずれにしてもですね、新聞記事が社会の社会制度の不備、さきほど C さんがおっしゃられた住民票の開示問題についてもそうですし、大崎さんがおっしゃられた犯罪被害者給付金制度、つまり、原則、親族間の犯罪の場合は支給されないというのは、私の個人的な感想としては、完全に社会制度の不備、もしくは欠陥だと思っていますので、そうしたことについて、これからも取材を深めて、国および市町村そういうところに働きかけて、より、被害者の方が苦しまない、二次被害を受けないような社会にしていきたいと考えています。

川上室長からは、施行後 3 年が経った岡山市犯罪被害者等基本条例及び犯罪被害者等総合相談窓口についての説明と活動実績の報告があり、高原理事長からは、VSCO 設立から 10 年、この間に見えてきた課題と今後の展望についての発言があり、最後に、制度を変えていくためには、問題提起をし続けること、その結果一人一人が意識を変えていく、その積み重ねが大切であるという指摘がなされ、終了となりました。

なお、このシンポジウムにおける皆様の発言の詳細と参加者アンケートの要旨は、VSCO のホームページ <http://vsco.info> に掲載しておりますので、ご参照下さい。

以上の外に、2013 年度中に、VSCO が実施または実施を予定にしているシンポジウムやフォーラムは、次のとおりです。

- * 「AMDА-VSCO 合同シンポジウム－女性の人権と相互扶助－」（2013 年 9 月 21 日（土））岡山国際交流センター（機関誌 9 号別冊をご参照下さい）
- * 「犯罪被害者支援フォーラム in はやしま－性犯罪被害に遭うということ－」（2013 年 12 月 4 日（水））岡山県と共催で早島町ゆるびの舎に於いて開催（265 人参加）
- * 今後の予定「犯罪被害者支援の重要性や理解と協力を求めるためのフォーラム－犯罪被害者の声を聴いて下さい－」（岡山県警と共催）
 - ①2014 年 1 月 25 日（土）13:30～15:30 赤磐市中央公民館視聴覚教室
 - ②2014 年 3 月 2 日（日）13:30～15:30 笠岡市中央公民館 4F 集会室
 - ③2014 年 3 月 15 日（土）13:30～15:30 まなび広場にいみ（新見市）

10年間、ありがとうございます 今後とも、よろしくお願い申し上げます

10年間、多くの方々と、出会いがあり、別れがありました。しかし、VSCOの今日があるのは、そのすべての方々のおかげです。本当にありがとうございます。VSCOは、未だに克服すべき課題をたくさん抱えておりますが、役員、支援員ともども頑張りますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。どうぞお力をお貸し下さい。

理事長 高原 勝哉

10年間の歩み

2003.11.29	設立総会（任意団体として発足）。電話相談活動を開始。
2004. 4月～ 2004.12月	センター内における支援者と被害者との関係、「犯罪被害者支援の日キャンペーン活動」の持ち方、早期援助団体をめざすか否か等について意見の違いが表面化し、それぞれが信ずる道を歩むことになる。（その間 2004.11月 岡山市北区大供「全通会館」内に事務所を設置）
2005. 4. 3	総会で「早期援助団体」の指定をめざして再出発することを確認するとともに、面接相談や法廷付添などの直接支援活動を開始。
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>2005.4.4付山陽新聞</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>高橋シズエさんの記念講演「私が受けた支援」</p> </div> </div>
2005. 7. 2	公募によりロゴマークを決定するとともに、この頃、相談電話の新しい番号223-5562（こころに）を取得。
2005. 9.25	事務局を岡山市北区南方「きらめきプラザ」内へ移転。
2005.10月	自助グループを立ち上げ。
2006. 1.11	岡山県知事より、社団法人の設立許可を受ける。
2006. 3. 1	機関誌「いつでもそばに」を創刊、以後毎年1回発行。
2006. 4. 1	事務局に常勤スタッフ1名を置くとともに、電話相談日を週2日から週3日（13時～16時）に。
2006. 5月～ 2011.2月	「VSCOだより」を原則として毎月1回発行。
2006.10. 1	電話相談日を週5日（13時～16時）に。
2007. 6.18	事務局を現在の岡山市北区蕃山町「岡山県開発公社ビル」内に移転。
2007. 6.19	電話相談日を週6日（12時～16時）に。
2007.11	岡山県精神科医療センター医師のご協力により、「精神科医の紹介・付添」の活動を開始。
2008. 4. 1	電話相談を現行の体制（週6日、10時～16時）に。
2008～2011	県下の27市町村すべてに対し、犯罪被害者支援条例の制定を陳情。（2012. 4. 1までにすべての市町村での施行が実現、全国初）
2008. 5.13	「VSCO犯罪者支援基金制度」を立ち上げ。

2010. 8. 5	「VSCO を支援する会」が発足。
2010.11. 2	手記集「犯罪被害者の声を聴いて下さい」を発刊。
2011. 3. 29	岡山県公安委員会から、犯罪被害者等早期援助団体の指定を受ける。
2011.9~10 月	内閣府の「平成 23 年度地域における男女共同参画連携支援事業の一環」として、岡山県内 4 大学の女子大学生を対象に「性的被害の実態」に関するアンケート調査を実施（2012.3 月 報告書を提出）。
2012. 2. 1	手記集「犯罪被害者の声を聴いて下さい」（第 2 集）を発刊。
2012. 4 月	総務省に対し、住民基本台帳の閲覧交付制限を性的虐待にも拡大するよう要望書を提出。（同年 10 月 1 日制度改正が実現）
2013. 1. 28	岡山県産婦人科医会との間で、性犯罪被害者に対する緊急支援に関する協定を締結。
2013. 2.23	「VSCO 性犯罪被害者のための緊急支援金制度」を立ち上げ。
2013. 4. 1	岡山県知事から、公益社団法人の認定を受ける。
2013. 8.24	VSCO の支援自販機第 1 号を設置
2013. 9. 21	国連人口基金東京事務所の佐崎淳子所長をお招きして、AMDА-VSCO 合同シンポジウム「女性の人権と相互扶助～自尊心を取り戻すためには～」を開催。

以上の他に、VSCO では、支援員の養成・研修及び広報・啓発の活動を精力的に展開しております。主な活動は、次のとおりです。

- ・ 支援員養成講座（岡山県後援）毎年 4 月～9 月全 12 回。
- ・ 支援員を対象に、継続研修（月 1 回）と全国研修等への支援員の派遣。
- ・ 犯罪被害者週間（11 月 25 日～12 月 1 日）を中心に、年数回、県内各地で、県、岡山市等と連携し、フォーラム（内容は被害者による講演、シンポジウム、PANSAKU によるライブ&トーク、大藪順子写真展、いのちと魂のメッセージ展など）を開催。

活動実績

期 間	電話 相談	面接 相談	紹介	裁判 支援等	生活・心・ 自助の支援	犯給金	VSCO 支援基金	全国ネッ ト支援金
2005. 3～2006. 2	116	20	43	9	0	0	-	-
2006. 3～2006.12	127	17	53	26	5	0	-	-
2007. 4～2007.12	165	10	56	49	28	2	-	-
2008. 1～2008.12	301	32	132	150	84	0	13	-
2009. 1～2009.12	240	46	102	69	82	0	7	1
2010. 1～2010.12	254	41	100	55	116	1	48	7
2011. 1～2011.12	258	34	71	75	108	2	9	2
2012. 1～2012.12	295	47	100	159	75	0	5	2

今後の課題

財政基盤の確立。広報の強化 — 1 人でも多くの県民に VSCO の存在と活動内容を知ってもらい、1 人でも多くの被害者に VSCO を利用してもらうこと。犯罪被害相談員の増員。相談室の改善。性犯罪被害者のための緊急支援ネットワーク（ワンストップ支援センター、岡山方式）の完成。県警察との連携の強化。若者の VSCO の活動への参加。政策提言 — 例えば犯給法の改正。外国人被害者に対する支援体制の構築などです。

「自助グループ」の歩み

VSCO の活動の一つに「自助グループ」があります。ここでは、同じような辛さや問題を抱える被害者やご遺族同士が、安心できる環境の中で自分の気持ちに向き合いながら心情を吐露し、語り合います。そのような中で、孤立感や苦悩の軽減、抱える問題の解決、精神的回復等を図っていきます。

ところで、VSCO では自助グループを被害体験の違いで大きく 2 つに分けています。一つは被害当事者のための「性犯罪被害者の会」、もう一つは愛する家族を亡くされたご遺族の方のための殺人・交通事故被害者遺族の会「もえぎいろの会」です。

「被害に遭った人にしかわからない」という言葉を契機に自助グループができました。

2005.10 月から「性犯罪被害者の会」が毎月 1 回開催されています。被害後の経過は様々ですが、自己の尊厳を取り戻す中で通過する心の葛藤等を知ったり、伝えたりします。自分の言葉で心情を語ることで前進することもできます。そのような中で卒業された方、時々いらっしゃる方、新たに入られる方などいろいろです。

ところが、加害者が親族だった方も参加されるようになり、2010.9 月から「性犯罪被害者の会」を 2 つに分けました。2 つ目の方は、幼少時から信頼している人（親・兄弟）により長期間の被害を受けてきた方々が参加されています。

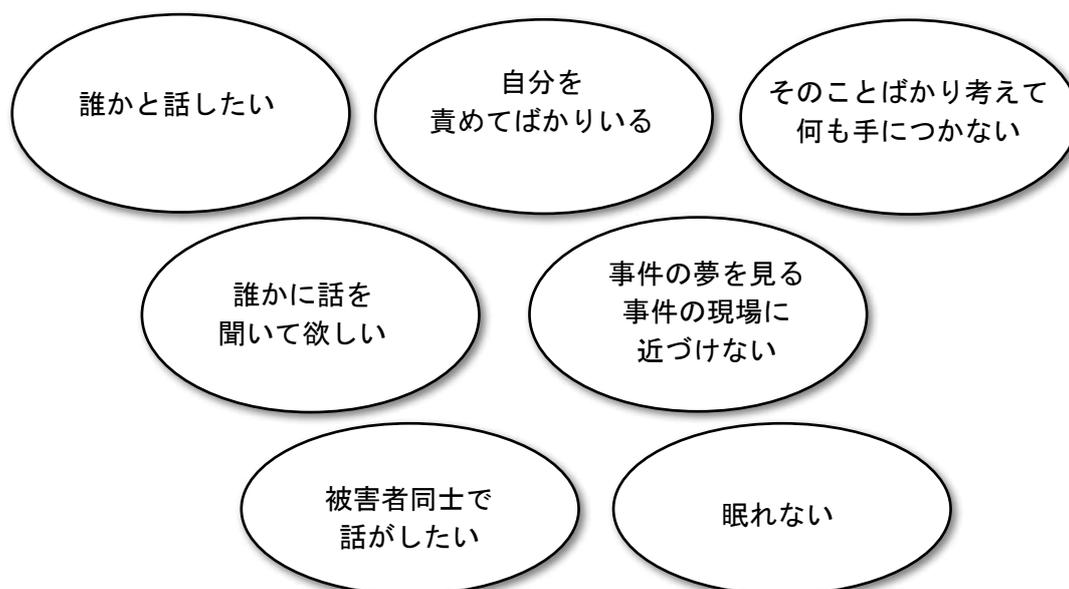
2007.8 月からは、殺人・交通事故被害者遺族の会「もえぎいろの会」を隔月で開催いたしました。途中からは殺人遺族の方々も参加されました。2010.8 月を最後に今はお休みしています。皆さんそれぞれに生活を確立され、卒業されました。

また、自助グループに参加された方や卒業された方には、支援員養成講座等でお話しして頂き、「被害者遺族や当事者の声」を伝えてもらっています。

これらの会は、VSCO 中の活動ですので、なくなることはありませんし、閉ざされた場所で行っていますので、内容は一切漏れることはなく安心して語っていただけます。

また、被害体験のない支援員がファシリテーターとして参加しておりますが、教わることも多くあります。卒業された方々の声を伝えたりしながら、参加された方が少しでもその後が生きやすくなれば幸いと願い関わらせていただいています。 (自助グループ活動支援委員会 委員長 森 伸子)

**大切な人を失ったあなたに、こんなことが起こっていませんか？
同じ悩みを抱えた仲間と語り合いませんか？**



被害者からサバイバーへ

サバイバー (survivor)

犯罪被害者等は暴力によって無力感と孤立感に苛まれ、絶望の淵に突き落とされます。それにもかかわらず、被害者等はそこから自分の力ではい上がりなくてはなりません。その主体的な取り組みなくして、被害者等の精神的被害からの回復は期待できません。しかも、被害者等には被害直後から次々と過酷な現実が迫ってきます。さらに、家族や友人との信頼の絆がもろくなります。加害者への不信感は社会全体へと広がります。時間が過ぎれば心の傷が消えるわけではありません。被害者等は過酷な現実に圧倒されないように何とか対処し、心の傷を抱えながら生活し続けます。—内閣府「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」(平成20年12月)から—

今回ご投稿して下さった3名の方は、いずれも、逆境に負けないで、ご自分の力ではい上がり、サバイバーとして、新しい人生を切り開こうとしておられる方々です。

苦しみを乗り越えて光ある場所へ

匿名希望 C

私は、母親の再婚相手である義父から15年に渡って性被害にあっていました。

27歳の時に現在の夫に初めて被害を打ち明けて、その後夫の助けで家を出てからは、これで義父に無理やり性行為を強要されることもなく幸せになれるのかな、と思っていましたが、今度は不眠や悪夢などフラッシュバックが起こるようになりました。

そうしたことが続く中で、私だけがこんなに苦しんで世間から隠れるようにして生きているのに、加害者である義父は何も変わらずに毎日を過ごしていることに疑問がわいてきて、義父を訴えようと決意しました。

告訴後は事情聴取や現場検証などで何度も当時住んでいた大阪と岡山を往復しなければならず、産まれたばかりの息子を抱えながらでは大変でした。ですが、VSCOの支援員の方たちや夫が付き添ってくれて、事情聴取の間はすぐ隣の部屋で面倒を見てくれたおかげでなんとか乗り切ることができました。

そして裁判では、被害者参加制度を使って裁判に参加しました。

裁判中は辛かったですが、VSCOに相談に行った時からずっと相談に乗ってくれて、告訴状を出すところから裁判に至るまで、様々な手続きを代行してくれたりしてくれた代理人の弁護士の先生がずっと付いてくれたので、辛いながらもとても心強かったです。

裁判の結果は、懲役10年というこの種の事件ではかなり長い判決が出ました。

懲役の長さもですが、私の言うことが正しいことだったと裁判所が認めてくれたように思ってそれがとても嬉しかったです。

私は今、県外で夫と子供の三人でごく普通のありふれた家族として生活しています。

特別な生活でも何でも無い、当たり前の普通の生活こそが何物にも代えがたい幸せだと、今本当に実感しています。

最近の私は、事件のことを頻繁に思い出すこともないし、普段の生活で特段自分自身が被害者であるという認識はありません。私はどこにでもいるただの31歳の女性であり、1児の母であるだけで、もはや「被害者」として生きてはいないのだなと感じています。

被害者は被害者であり続ける必要などないと私は思います。

被害を受ける前の自分には戻れないけれど、被害を乗り越えた先にはこれまでと違った新たな自分の人生があるのです。

今、性被害にあっている人たちにも、そういうごく普通の生活を送る権利はあるし、またそうすることができると私は伝えたいです。

そのためにも、まずはこの人なら、と思える誰かに被害のことを話してみしてほしいと思います。誰かに話すことで、自分の背負ってきたとても重たいものが少し軽くなって楽になると思います。

身近な人に言い辛ければ、岡山にはVSCOのような支援機関があります。そこには必ず味方になってくれる人たちがいます。

私は「あなたは何も悪くない、今までよく頑張ったね」という支援員の皆さんの言葉にとっても救われました。辛いこと苦しいことは本当にたくさんありましたが、今は感謝の気持ちしかありません。

自分の人生は性被害のためにどん底まで落とされましたが、自分に関わって助けてくださった皆様のおかげで、私はこの被害にあった自分の人生もまんざらでもないな、この被害にあった人生だからこそ出会えた大切な人たちもたくさんいるじゃないか、と思えるようになりました。

どうか、声を出す勇気を持ってほしいと思います。

また、皆さんの身近で被害にあっている人から打ち明けられることがあったら、まずは「あなたは何も悪くないよ」と伝えてあげてください。

支えられて 今

殺人・放火事件被害者遺族 大崎利章

事件が起きたのは2010年2月25日です。場所は私の自宅で、その時、私は仕事で家に居ませんでした。被害に遭ったのは私の妻と長男、二男の三人です。妻は、ナイフで数十か所を刺され病院で死亡が

確認されました。長男と次男もナイフで切りつけられ、その後、灯油をまいて家に放火されました。子どもたちの命は助かりましたが大きな傷が残りました。加害者は私の弟です。裁判員裁判で懲役27年の判決でした。

当時、私の家族は母屋に住み、両親は離れに住んでいました。弟は母屋の2階に1室を使って生活していましたが、パチンコや競艇などの賭け事が好きで、負けると両親に暴力を振るい、私たち家族にも、威嚇したり騒音を出したりの状態が4年以上続いていました。警察にも何度も相談しましたが手立てはありませんでした。

事件後、私たちには精神的な問題に加えて経済的な問題がありました。事件直後、私の手持ちのお金が7,000円しかなく、わずかの預貯金も凍結され、たちまちの生活費に事欠き、入院費や葬儀代等払えず延期してもらいました。子どもたちの精神的治療も事件直後には受診させることができず、約1か月後、VSCOの支援でやっと受診ができました。

全焼した家のローンが残っており、これまで共働きだった妻の収入もなく毎日が大変でした。事件の事情聴取や不安定になった子どもたちの学校対応などで会社を休む事も多く、残業もできない状態が続き、かなりの収入減になり、生活はますます厳しくなりました。

また、精神的不安定は深刻で、特に長男のADHDの症状が悪化し、次男もADHDを発症、PTSDで集団登校が困難な状況となりました。VSCOの被害者支援基金の活用で精神科医療に繋がり、約1年間医療費を出していただき安心して医療を受けられました。

さらに、子どもたちが安心して学校生活ができるようにとの配慮から、また、保健・医療・福祉などの支援のために、個別の支援ではなく、総合的に連携した支援の必要から、事件後早い時期に、教育委員会とVSCOを窓口にした、連絡会議が月1回の割合で6回開催されました。警察はもとより小中学校の担任、学童保育指導員、スクールカウンセラー、行政から保健・福祉の担当者、児童相談所等の参加で、被害者自身の意見を尊重してもらいながら、必要な支援体制を組んでくれたことは、本当に助かり、大変感謝しています。

また、犯罪被害者給付金は、親族間の殺人という事で、遺族給付金は対象にならず、子どもたちの重傷病給付金が給付額の3分の2をやっと認められました。VSCOの支援のおかげと思っています。

子どもたちは、現在も精神科治療を続けていますが、事件後3年を経過し、少しずつ平穏を取り戻しつつあります。当時は、何度も子どもたちと一緒に妻のところへ行こうかと思いましたが、今は、生き残った子どもたちのためにも、精一杯生きなければと思っています。子どもたちが私の生きる支えになっています。犯罪被害に遭って怒り苦しみ悲しみの様々な思いをしてきましたが、周囲のいろんな方々に支えられて私たちが今ここにあると思っています。VSCOの支援をもっと多くの被害者に知って欲しいです。

「自分を責めないで あなたは悪くはない ありのままに生きてゆこう」

(「STAND」歌詞より)

PANSAKU ぱん (山本恵子)

被害直後から一人の友人として私を支えてくれていた、永吉明香さん(通称:saku)と2008年に結成した「PANSAKU」というアコースティックデュオの音楽活動は、私自身がブログの中で自分の性被害体験を明かし、その体験をもとに作詞作曲した「STAND」という曲が生まれたことで、2010年からは犯罪被害者支援のライブ講演活動へと少しずつ活動分野が広がっていきました。

私が生まれて初めて、公の人前で、24歳の夏に遭った性暴力被害体験を語り、「STAND」という曲を歌ったのは、2010年6月13日に行われたチャリティーコンサートです。あの日、ものすごい大雨の中、大阪の会場まで足を運んでくださった参加者の中に、被害者サポートセンターおかやま(VSCO)の方々がおられました。緊張しながらも初めての性暴力被害者支援イベントを終えたばかりの私たちに、VSCOの方は真っ先に声をかけてくださり、岡山へ来てくれないかというお話をしてくださいました。亡き母を想わせるような温かい眼差しと、信念を持って活動しておられる力強いキラキラした言葉遣いが印象的でした。

あの日のVSCOとの出会いから、あっという間に3年半が経ちました。私たちPANSAKUは、私や相方のそれぞれの環境の変化などもありつつ、全国各地からの依頼で被害者支援音楽活動をしてきました。その中でも、VSCOには最も多く声をかけていただき、また他県の方へ私たちの音楽講演活動を推薦して下さったりもしました。

VSCOの地道な活動によって、岡山県の犯罪被害者支援に対する具体的な取り組みが進められる中で、私たちPANSAKUの活動もVSCOの方たちに支えられてきました。本当に振り返ると感謝の気持ちでいっぱいです。

私自身は、自分と同じように性暴力で傷ついた被害者の方たちに「あなたは一人じゃないよ」というメッセージを込めて、いつどんな場所でも最後まで精一杯歌うことを心に刻んでいます。また、私のこれまでの人生に関わってくれた多くの人たちへの感謝とともに、今後も「性暴力被害者の回復と希望」を等身大の生き様で明かしていきたいと思っています。

VSCO10周年、本当におめでとうございます。これからも応援しています！

VSCOこの1年のあゆみ

— 2013年3月～2013年12月 —

公益 社団法人 を取得

2013年3月16日、岡山県知事より「公益社団法人」として認定する旨の通知を受け、4月1日付で登記をしました。2013年6月24日には税額証明書を取得。寄附金を頂いた方へ寄附金控除用の領収書を発行する時に、税額控除に係る証明書を発行することができるようになりました。

総 会 理事会

2012年度第2回通常総会 2013年3月23日(土)

「犯罪被害者等早期援助団体」として、支援と組織の一層の強化を目指し、犯罪被害者の視点に立脚しつつ、地域の総合力を生かした活動を展開するための2013年度事業計画・予算が可決されました。

2013年度社員総会 2013年5月25日(土)

2012年度事業・決算書と監査報告が承認されました。役員の選任。理事を9人から11人に増やし、新理事2人(平松敏男、天野勝昭)を含め全員一致で承認されました。

理事会は毎月開催。公益社団法人移行により、理事会の承認事項が多くなり、議論や財政の基盤づくり、性犯罪被害者支援のための支援活動等活発に議論をし議決しています。

電話 面接 相談

直接 支援 など

電話・面接相談は性的被害の相談が最も多く、暴行・傷害・DV等の相談が増加しており、直接相談も深刻な相談が多くなっています。「性犯罪被害者」の自助グループ(A)(B)は、ほぼ月1回と隔月でグループ会を開催しております。また、被害者本人や遺族の方による講演や「いのちと魂のメッセージ展」を、市民の集い・フォーラム等で開催し被害者の生の声を直接発信しました。(詳細は、11頁のとおりです)

支援員 の養成

支援員養成講座(岡山県後援)を次のとおり開催しました。基礎講座2013年4月27日～6月22日 全6回。中級講座 2013年7月 6日～9月7日 全6回。基礎講座は12名、中級講座は8名が修了し、3名を支援員に採用しました。その結果、支援員の構成は次のようになりました。犯罪被害相談員4名、犯給金申請補助員2名、電話・面接相談員19名、直接支援員21名、自助グループ支援員4名。(2013年10月1日現在)

研修

全国ネットワーク主催の全国研修会や中国四国ブロック研修会に参加した外、VSCO独自の継続研修として、ほぼ毎月2回、第1・2コーディネイターを講師に事例に基づき支援のあり方などについて研修しました。

フォーラム など

2～4頁のとおりです。

情報 発信

ホームページ：「被害にあわれた方へ」「性犯罪にあわれた方へ」、活動状況、今日のVSCOは？、自治体の被害者支援、会員・組織、機関誌、VSCOの講師派遣制度、「VSCOの支援を受けて」、VSCOを支援する会、VSCOのテーマソング「窓の外には」、入会のお祝い・寄付のお祝い、等々を掲載しております。

ケーブルテレビなど：県内のケーブルテレビやFM局などで、機会あるごとに、県民や被害者の方へ向けてフォーラムの開催や電話相談などのご紹介をしております。

ファン レイジ ング活動

日本財団の預保納付金助成事業(財政基盤の確立)を受け、ファンレイジング活動を行っています。その主な内容は、新規賛助会員になって頂くための事業所等の訪問。VSCOを支援するための自動販売機の設置。募金箱の設置、ホンデリング(古本を出しての寄付)のお願い。県下市町村への補助金等(住民一人当たり2円)交付のお願いなどをさせて頂きました。(詳細は、15頁のとおりです)

被害者支援活動の実施状況

2013年1月～11月分

1 電話相談

■相談件数(継続相談を含む)
228(月平均21)

面接相談

■相談件数(継続相談を含む)
44(月平均4)

■面接相談の端緒

電話相談後	40	他機関の要請	4	計	44
-------	----	--------	---	---	----

2 相談の内訳

■男女別相談件数(継続相談を含む)

男	65	女	207	不明	0	計	272
---	----	---	-----	----	---	---	-----

■相談(被害)内容(継続相談を含む)

被害内容	件数	被害内容	件数
殺人・傷害致死	0	交通被害	23
強盗	2	暴力団犯罪	0
性的被害	66	悪質商法・ヤミ金	3
いじめ・虐待	34	財産的被害	10
暴行・傷害	36	その他の犯罪	13
DV	13	犯罪被害以外	71
ストーカー	1	計	272

3 紹介(件数)

VSCOの協力弁護士	15	県女性相談所	0
岡山弁護士会	2	県消費生活センター	8
LA岡山	0	その他の「岡山被害者支援・相談ネットワーク」加盟機関	2
法テラス岡山地方事務所	6		
精神科医	1	上記以外の機関	19
臨床心理士	0	計	53

4 専門家への橋渡し・裁判支援(回数)

専門家相談への付添	13	優先傍聴席の確保	0
専門家との連絡調整	1	遺影の持ち込み	0
被害届・告訴状の作成・提出	0	冒頭陳述の内容告知	0
警察との連絡調整	0	公判記録の閲覧・謄写	0
警察への付き添い	2	証人の遮へいビデオリンクなど	0
被害者連絡制度の利用	0	意見陳述のサポート	2
検察庁との連絡調整	0	法テラスへの付き添い	0
検察庁への付き添い	8	民事裁判・家事調停等への付き添い等	0
被害者通知制度の利用	0	仲裁センターへの付き添い	0
不起訴記録の開示	0	加害者等との交渉への付き添い	1
検察審査会への申立など	0	出所情報の確保等	0
岡山県女性相談所への付き添い	0	再被害の防止	0
保護命令申立など	0	物品の供与・貸与	0
裁判所との連絡調整	0	警告等の申立のサポート	0
刑事裁判・審判への付き添い	11	VSCOでの打ち合わせ・調査等	12
代理傍聴	15	小計	15
小計	50	合計	65

5 生活支援・心の支援・自助グループ活動の支援(回数)

自宅等訪問	4	関係機関連絡会議への出席と連携	0
身の回りの世話	0	公営住宅等の確保等	0
病院(産婦人科医を含む)の紹介付き添い	2	雇用等斡旋のサポート	0
エイズ検査への立会	0	引越し・住民票開示等	2
マスコミ対応	4	生活保護・生活資金の確保	1
精神科医の紹介・付き添い	33	在留資格の確保等	0
カウンセリング等	0	自助グループの開催	15
計		計	61

6 犯給金等申請の補助(申請した件数)

犯給金申請のサポート	0
犯罪被害者遺児等に対する奨学金給付のサポート	0
まごころ奨学金申請のサポート	0

7 支援基金(支給した件数)

全国ネット被害者緊急支援金の給付	2
VSCO犯罪被害者支援基金の支給	1
VSCO性犯罪被害者緊急支援金の支給	2

相談電話

こころに
(086) 223-5562

毎週月～土曜(午前10時～午後4時)

祝日・年末年始は休みます

相談・支援は無料、秘密厳守

公益社団法人被害者サポートセンターおかやま(VSCO) 会 員 名 簿

(2013.11.30 現在 50音順 敬称略)

会員の皆様、いつもご支援ご協力ありがとうございます。今後とも、よろしくお願い申し上げます。

正会員【個人】

逢沢 一郎	衆議院議員	1	佐古 信五	岡山県議会議員	1	姫井由美子	もと参議院議員	1
阿部 俊子	衆議院議員	1	佐藤 真治	岡山県議会議員	1	平井 昭夫	弁護士	1
天野 勝昭	社会福祉法人三慶会(理事)	1	嶋村 稔		1	平松 敏男	弁護士	1
荒木 信之	弁護士	1	菅波 茂	AMDグループ代表	1	平松 真紀	弁護士	1
有岡 道博	施設職員	1	陶浪 保夫	弁護士	1	福嶋 正史		1
安藤 清和	会社役員	1	高井 崇志	もと衆議院議員	1	藤井 秀孝	弁護士	1
家野 昌子	非常勤講師	1	高橋 園子		1	藤浪 秀一	弁護士	1
板野 次郎	弁護士	1	高原 勝哉	弁護士	1	堀井 茂男	慈主病院(院長)	1
井田千津子	弁護士	1	高原 俊彦	岡山県議会議員	1	前原 幸夫	税理士	1
井上 健三	弁護士	1	田尻 祐二	岡山市議会議員	1	松村 健生	会社員	1
井上 志乃		1	田中 紀章	医師	1	松村守佑子	大正琴演奏者・ みゆーじっくらいん琴友夢代表	1
井上 雅雄	弁護士	1	種田 和英	弁護士	1	松山 正春	医師	1
植田 敬三	自由業	1	田淵 浩介	弁護士	1	真邊 和美	公務員	1
植田 親和	明誠学院高校(専務理事)	1	田村比呂志	弁護士	1	水内 淳一		1
宇高 了介	(株) エイトコンサルタント(専務理事)	1	坪井 一彦	社会福祉ボランティア士	1	宮本由美子	弁護士	1
内田 満里		1	寺田 和子	保健師	1	三好 英宏	弁護士	1
采女 富子		1	飛山 美保	弁護士	1	村田 吉隆	前衆議院議員	1
梅里 伸正	団体役員	1	中島 豊爾	公務員	1	森 伸子	認定心理士	1
江尻 健二	農業	1	永瀬 隆一	有限会社ナガセ	1	森 陽子	心理カウンセラー	1
江田 五月	参議院議員	1	中野 博史		1	森本 治雄	税理士	1
大内 茂	会社役員	1	中原 清克	行政書士	1	森脇 正	弁護士	1
大藪 順子	フォトジャーナリスト	1	鍋島 千秋		1	森脇 久紀	岡山県議会議員	1
小川 健	会社役員	1	成本 剛	会社役員	1	安田 寛	弁護士	1
奥田 哲也	弁護士	1	新谷 恭二	リース岡山東代表	1	山口三重子	岡山県立大学(看護教員)	1
小野 静子		1	西野 淑子	弁護士	1	山崎 悦子	保健師	1
改発 邦彦	明誠学院高校(副理事長)	1	丹羽 一裕	弁護士	1	山下 貴司	衆議院議員	1
桐野 忠夫	地方公務員	1	橋本 岳	衆議院議員	1	山本美津子		1
高祖日出夫	高祖酒造(株)(代表取締役)	1	長谷川正弘	弁護士	1	吉澤 國治	税理士	1
小阪美穂子	主婦	1	原 功一	医師	1	吉次 立身	会社役員	1
國府 一夫	明誠学院高校(監事)	1	播間 友恵	専業主婦	1	若林 久義	会社役員	1
作花 知志	弁護士	1	東 隆司	弁護士	1			

以上の他に匿名希望24名、合計116名です。なお、右端の数字は、口数です(以下、同じです)。

正会員【団体】

株式会社 小倉組	1	蜂谷工業 株式会社	1
株式会社 サンエイシステム	1	株式会社 フジワラテクノアート	1
医療法人 創和会	1	明誠学院高校	1

以上の6団体です。

賛助会員【個人】

安藤 稔枝	2	片山 幸子	1	芝田 正剛	1	中原 聡子	1	三浦 一男	1
池内 俊介	1	加藤 紀文	5	神土 純子	5	中原 富士雄	1	水川 美代子	1
池本 しおり	1	金澤 典子	1	菅形 基道	1	中村 正章	5	光岡 孝志	1
石井 光子	1	金島 尚子	1	杉谷 妙子	1	中山 淳子	1	光畑 俊行	1
石故 幸子	2	川上 章義	1	鈴木 知恵	1	中山 美恵子	2	三原 誠介	1
猪木 健二	1	河端 武史	3	角南 真澄	1	野中 武	5	三宅 洋子	1
井村 誠	5	木口 兵衛	1	曾根 大輔	2	長谷川曜子	1	六野 和也	1
岩津 安圀	1	木下 泰子	1	高橋 茂	1	花田 雅行	1	森 明子	1
植田 昌吾	5	久保 智永子	2	高原 佳代子	1	秀平 尚子	1	森 恒	1
上野 清巳	1	黒瀬 治樹	1	高原 太郎	2	平田 祥之	1	森谷 昌浩	2
江尻 美恵子	1	黒田 梨芙子	1	高原 正明	1	平松 知枝	1	森寺 克好	1
大熊 公平	1	黒田 征裕	1	高山 憲三	1	平松 泰江	5	山崎 崇行	1
大熊 昌子	1	蔵野 美佐子	1	達野 克己	2	福田 通雅	5	山田 成一	1
大角 昌子	2	桑田 優子	1	谷 正太郎	1	藤田 紀美子	1	山本 賢昌	1
太田 垣弘枝	1	小林 清次	1	寺田 和子	1	藤原 恭子	1	山本 泰弘	2
岡崎 弘子	2	崎本 敏子	1	寺田 加代子	2	藤原 悠紀子	2	横田 悦子	1
奥田 さち子	2	左居 康雄	1	時尾 博幸	1	船田 幸枝	1	吉田 尚三	1
小倉 弘行	1	佐藤 悦子	1	土手口 輝美	1	本城 宏一	1	吉本 公子	1
尾嶋 政江	2	佐藤 圭子	1	中磯 千尋	2	松島 重綱	1	若井 たつ子	1
鬼木 のぞみ	1	佐棟 敏男	1	長尾 八重子	1	松永 時子	1	渡辺 節生	5
小野 富貴子	2	沢田 直子	1	長崎 司	1	松村 望東美	1		
片山 和良	1	沢田 穂積	1	中塚 多聞	1	丸山 美奈子	1		

以上の他に匿名希望89名、合計197名です。

賛助会員【団体】

有限会社 e.kコンサルタント	1	サンコー印刷 株式会社	1
うどん亭さいとう	1	財団法人 慈圭会 慈圭病院	1
一般社団法人 岡山県損害保険代理業協会	1	医療法人 清梁会 高梁中央病院	1
おかやま信用金庫	3	株式会社 中国銀行	10
岡山第一病院	3	有限会社 土屋コンピューター会計	1
岡山トヨペット 株式会社	1	株式会社 トマト銀行	1
お食事がーでん 花食	1	医療法人 なかの歯科クリニック	1
オリエンタルフォレスト治療院	1	ナカシマプロペラ 株式会社	1
公益社団法人 岡山県看護協会	1	有限会社 ニューカンス美容室	1
特定非営利活動法人岡山県福祉まちづくり協会	1	備北信用金庫	1
弁護士法人 岡山パブリック法律事務所	1	更生保護法人 備作恵済会 古松園	1
司法書士法人 楷の木合同事務所	1	有限会社 フレイズ	1
株式会社 クラカン	1	三井住友海上火災保険 株式会社 岡山支店	1
株式会社 廣栄堂	1	宮本法律事務所	5
みのるホテル事業 株式会社 後楽ホテル	2	株式会社 山田養蜂場	3
株式会社 山陽新聞社	1	一般財団法人 共愛会 芳野病院	1
サキヤクリエイト 株式会社	1	株式会社 ワンク通商	1

以上の他に匿名希望7団体、合計41団体です。

VSCO からの感謝状贈呈式

平成25年 5月 11日、岡山市のルネスホールで
岡山市と VSCO の主催で行われた

「犯罪被害者支援を考える市民の集い」開催の前に、
感謝状贈呈式が行われました。

VSCO の事業の推進に関し、多大な協力をいただいた方々に、
表彰規定に基づいて、高原理事長から感謝状が贈呈されました。



元国務大臣犯罪被害者施策等担当 村田 吉隆前衆議院議員

村田吉隆先生は、犯罪被害者等施策担当大臣として、犯罪被害者等基本法（2004. 12. 8 公布）及び第一次犯罪被害者等基本計画（2005. 12. 27 閣議決定）の策定等に尽力されました。また、VSCO では、早くから顧問として、市町村の条例制定や住民基本台帳の閲覧制限の問題を含め、何かとお世話になり、2013. 6 月にご寄附頂いた資金は「村田基金」として、性犯罪被害者のための緊急支援金の財源に活用させて頂いております。



岡山県遊技業協同組合 松村 高男理事長

VSCO の財政基盤の確立に、多大なご協力を
いただきました。

ご協力いただいている遊技業協同組合加盟の店舗

(H. 25. 10 月現在)

- ★太平洋 ★全泰通商(株)ローマ津山店 ★EEE STUDIO
- ★ザ・ゴルフ ★パーラー・ザ・ゴルフ ★エクセル・ザ・ゴルフ
- ★ジャンボ倉敷店 ★ジャンボ水島店 ★ジャンボ邑久店
- ★ジャンボ西大寺店 ★ジャンボ JJ 店 ★ジャンボ備前店
- ★ジャンボ井原店 ★ジャンボ 30 防府店 ★株式会社リー・グループ
- ★バージン東岡山店 ★バージン雄町店 ★バージン表町店
- ★バージン当新田店 ★バージン総社店 ★バージンタワー店
- ★バージン倉敷店 ★ウイング水島店 ★ブルーノオメガ
- ★キングセブン ★ロッキョー ★ロッキョー御津店
- ★タウン(TOWN)21 ★STAGE 津山店 ★パーラー香港
- ★オールスター25 総社店

(順不同)



時岡内科循環器科医院 時岡 正明院長

エイズ検査へのご協力をいただきました。



株式会社ビー・エム・エル

エイズ検査へのご協力をいただきました。



森本治雄税理士事務所 森本 治雄所長

会計処理の電算化及びそのサポートにご尽力いただきました。

安全安心な岡山県をつくりたい！

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族ご遺族に少しでも力になりたい！
そんな思いをお持ちの方、あなたのお力を是非お貸し下さい。

正会員、賛助会員としてサポートしていただけますか？

年会費は、次のとおりです。

正会員	個人	1口	10,000円	賛助会員	個人	1口	2,000円
	団体	1口	30,000円		団体	1口	10,000円

入会申込書（ホームページからダウンロードできますし、ご連絡いただければご送付いたします。）を事務局まで郵送または FAX により、お申し込み下さい。

※賛助会員の場合（支払会費—2,000円）×40%が税額控除の対象となります。このことは、ご寄附いただいた場合も同様です。

犯罪被害者支援自販機の設置にご協力ください。

このたび、関係各位のご協力により、VSCO 独自の支援自販機を設置することが可能になりました。

設置者から、販売手数料の全部または一部（1本につき10円以上）を支援金として寄附していただくものです。社会貢献の一環としてこの自販機を設置していただける方や団体を募集しております。



売り上げの一部が犯罪被害者支援に充てられる
自動販売機＝南区浦安本町で
(2013・9・13 毎日新聞)



県看護協会に登場
自販機の前に立つ、被害者サポートセンター
おかやまの森陽子専務理事（左）と県看護協会の石本傳江会長＝岡山市北区兵団
(2013・9・20 朝日新聞)

ホンデリング～本で広がる支援の輪～にご協力ください。

- お申込み方法
- ①不要になった書籍を、所定の申込書とともに、段ボールや紙袋にお詰めください。ただし ISBN のない本、百科事典、個人出版本、雑誌は取り扱いできません。
 - ②（株）バリューブックス 0268-75-9380 に、「ホンデリング申込み」とお電話ください。

- 集荷・査定・寄附
- ①ヤマト運輸が指定時間に引き取りにうかがいます（5冊から送料無料）
 - ②市場価格を考慮した買い取り相当額が、VSCO の上部団体である全国被害者支援ネットワークを通じて、VSCO に寄附されます。

募金箱の設置をお願いできませんか？

2013. 11. 30 現在次の方々が、協力してくださっています。

太平洋、全泰通商(株)ローマ津山店、EEE STUDIO、ザ・ゴルフ、パーラー・ザ・ゴルフ、エクセル・ザ・ゴルフ、ジャンボ倉敷店、ジャンボ水島店、ジャンボ邑久店、ジャンボ西大寺店、ジャンボ JJ 店、ジャンボ備前店、ジャンボ井原店、ジャンボ 30 防府店、株式会社リー・グローブ、バージン東岡山店、バージン雄町店、バージン表町店、バージン当新田店、バージン総社店、バージンタワー店、バージン倉敷店、ウイング水島店、ブルーノオメガ、キングセブン、ロッキー、ロッキー御津店、タウン(TOWN)21、STAGE 津山店、パーラー香港、オールスター25 総社店

(順不同)



以上につき、ご不明の点は VSCO 事務局（TEL086-223-5564）にお問い合わせください。ていねいにご説明させていただきます。

あなたの力を貸して下さい

被害者支援員養成講座(VSCO主催、岡山県後援)を受講してみませんか?

犯罪のない、安全で安心な社会の実現は、国民すべての願いです。しかし、近年理不尽な犯罪が後を絶たず、犯罪被害者の多くは、その権利が尊重されていないばかりか、十分な支援を受けられず、社会の中で孤立することを余儀なくされてきました。また、犯罪による直接的な被害にとどまらず、その後の二次的な被害に苦しめられることも少なくありません。

私達は、誰もが犯罪被害者となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者の声に耳を傾けるとともに、地域の力でその支援活動を展開したいと考え、2003年11月にこのセンターを立ち上げて以来、その後犯罪被害者等基本法の成立(2004年)、犯罪被害者等基本計画の閣議決定(2005年)、刑事裁判への被害者参加(2008年12月スタート)、第2次犯罪被害者等基本計画の閣議決定(2011年)等法制度も整備されるとともに、岡山県では、2012年4月1日から全国で唯一県下27市町村のすべてにおいて犯罪被害者等の支援条例が施行されております。他方当センターも現在では支援員計24名が電話相談員・直接支援員等として日々活動しております。そして、このたび、2014年度の支援員養成講座を開催し、支援員(第10期生)を募集することとなりました。「人間として被害者を放置できないと考える感性が豊かな方」が、多数応募されることを期待します。また、研修委員会の判断によって受講をお断りすることがあります。



(基礎講座のひとつです)

基礎講座

定員 30名 講座回数 6回
会場 きらめきプラザ(岡山市北区南方)
受講料 12,000円(資料代込み、初回一括)
申込締め切り 4月25日(金)申込用紙は下記サイトから

- 第1回 4月26日(土) 開講式、被害者の声、支援員としての体験から、被害者支援の歴史、VSCOの活動内容等
 - 第2回 4・5月中 刑事裁判の傍聴と解説
 - 第3回 5月10日(土) 交通事故被害者の立場から、交通事故固有の問題、悪徳商法など消費者被害について
 - 第4回 5月24日(土) 性犯罪被害者のサポート、DV被害者のサポート、ストーカー被害者のサポート
 - 第5回 6月14日(土) 泥相の働き、経済的被害の回復について
 - 第6回 6月28日(土) 最愛の息子の命を奪われた母親の立場から、閉講式
- ※時間は、13:30~16:30(第2回を除く)

基礎講座修了者(原則皆勤の方)の中から希望で(研修委員会の審査あり)

中級講座

定員 20名 講座回数 6回
受講料 6,000円(資料代込み、初回一括)

- 第1回 7月12日(土) 開講式、特別講演「支援者のストレスとサポート」、自分自身を知りましょう
 - 第2回 7月26日(土) 電話相談の基礎
 - 第3回 8月2日(土) 電話相談の実際
 - 第4回 7・8月中 検察庁見学
 - 第5回 8月23日(土) 直接支援の実際(1)
 - 第6回 9月6日(土) 直接支援の実際(2)・(3)、閉講式
- ※時間は、13:30~16:30(第4回を除く)

本人の希望と面接(9月7日午後)、VSCOの審査

被害者支援補助員として登録

詳しくは、VSCOホームページ

VSCO

検索

岡山県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体
全国被害者支援ネットワーク加盟・民間支援団体

公益社団法人被害者サポートセンターおかやま

事務局 〒700-0818 岡山市北区蕃山町1-20
岡山県開発公社ビル1階
電話 (086)223-5564
FAX (086)201-5564
E-mail vsco@vsco.info
H P http://vsco.info